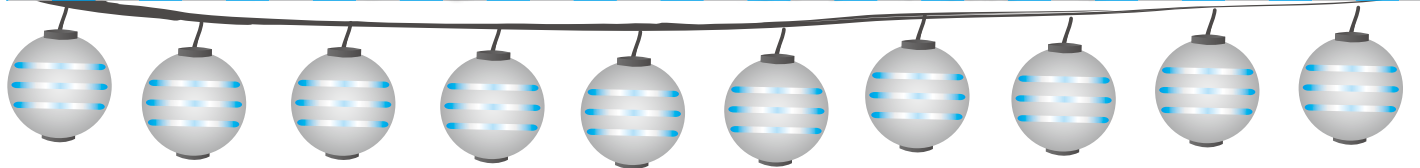


お祭りには消火器を!!



平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で起きたガソリン携行缶による爆発事故。取扱いの不注意により大勢の死傷者が出ました。

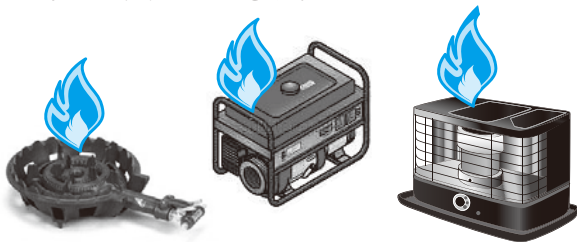
こうした事故を再び繰り返さないように、「火災予防条例」の一部改正が行われました。

主な改正内容として、「対象火気器具等を祭礼・縁日・花火大会やその他、大勢の人が集まる催しで使用する場合は、消火器の準備をすること。」「屋外で、大勢の人が集合する催しのうち大規模なもの（人出予想が10万人以上、かつ主催する者が認める露店数が100店舗を超えるもの。）」は、「防火担当者の選任」と「火災予防上必要な業務に関する計画」の作成が義務付けられました。



対象火気器具等とは?

火を使用する器具と、火災の発生のおそれのある器具のことです。

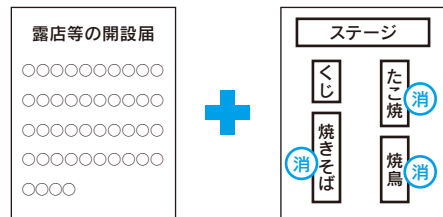


例：自家発電機 ガスグリル コンロ
フライヤー 電熱器 石油ストーブ
電気ストーブ等

露店等の開設届出書の提出を!!

「露店等の開設届出書」の添付書類

- ①「露店等の開設届出書」
- ②配置図(会場のレイアウトと消火器の設置場所)



多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、事前に「露店等の開設届出書」を最寄りの消防署に提出してください。

※近親者によるバーベキューや幼稚園の父母によるもちつき大会等(面識のある者のみに限定される場合)は対象外です。

お問い合わせ

消防本部予防課

TEL (0968) 73-5273

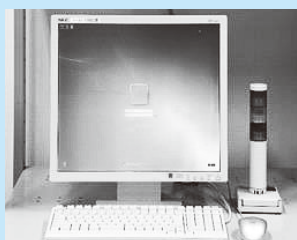
聴覚、言語障がい者を対象に、 携帯電話・パソコンからのEメールやFAXから 119番通報ができるようになりました。

これにより、消防車・救急車の要請が行えます。

詳しくは、災害情報指令センターまでお問い合わせください。

災害情報指令センター

TEL (0968) 69-1760



メール119装置



FAX119装置